

平成 27 年度第 1 回（140 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 27 年 7 月 23 日午前 10 時から

場 所：市役所 4 階第 2 委員会室

出席者：川原寿春、大津里美、新田斉、内田貞司、大槻義顯、小寺茂、今間洋一、芹澤正男、山下文夫、渡辺正宏、朝倉勇、菊谷有希子、木村敏夫、小西一午、西畑省二、藤井裕介、松里征男、築瀬忍

市 長：渋谷金太郎

事務局（企画部長、企画課長、市民協働係長、企画課主事）

欠席者：白井航也、五十嵐玲子

<配布資料>

- 1 平成 27 年度第 1 回（第 140 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 清瀬市まちづくり基本条例
- 3 清瀬市まちづくり基本条例施行規則
- 4 平成 27 年度清瀬市まちづくり委員会委員名簿
- 5 まちづくり提案一覧
- 6 これまでの提言一覧
- 7 平成 15 年度～26 年度 市民提案、市民への回答並びに提言

1 開会

2 市長挨拶

市 長：地方交付金を使って 10 万本のひまわり畑の宣伝を西武電車の中吊り広告を使いおこなう。その電車が横浜まで 1 日 2 回走る。去年は 6 万 4 千人の人が訪れてくれたが、今年は 8 万人を目指す。8 万人の人が

来れば清瀬市が更に盛り上がり、さらに元気なまちになる。
また、平成25年度では清瀬の医療、歴史、文化産業を案内する「清瀬市魅力情報発信基地」開設および清瀬市ガイドマップの発行配布をとの提案をいただいた。昨年では病院のまち清瀬の結核療養の歴史展の開催を提言いただき、現在、2つの案とも具体化に向け取り組んでいる。

3 委嘱状交付

4 自己紹介

5 委員長の選任

委員互選により川原委員が委員長に選任

6 副委員長の選任

委員互選により新田委員、大津委員が副委員長に選任

7 まちづくり基本条例の説明

事務局よりまちづくり基本条例の成り立ちや内容について説明

8 過去の報告

事務局よりこれまでのまちづくり委員会の活動実績について説明

9 市民提案

事務局より今後審議する市民提案1件について説明
提案「市内の保存緑地、公園の禁煙化！」

委員長：今回の提言は以前にもあったように思える。

委員：今回の提言は「清瀬市まちを美しくする条例」にあたるのでは。市民が条例を守ってないから今回の提言がきたのでは。

事務局：まち美化は周辺地域においての喫煙禁止であり、それ以外では移動喫煙を禁止している。

委員：指定された施設以外では携帯灰皿を持っていれば喫煙していいことになっている。提案は喫煙後のポイ捨てが行われているとのことだから、

「清瀬市まちを美しくする条例」により取り締まることができる。

委員：外国人や清瀬市民以外の方にはどうやって美化をPRするか。それと緑地についても一部の緑地で喫煙している人もいるが、携帯灰皿を持っていると言われてしまうとこちらも言えない。近隣市の駅には「ポイ捨て禁止」のポスターが貼ってあるが、清瀬市は見かけない。

委員長：市としては条例に対する対策は行っているか。

委員：他市よりは少ないが、見かけないわけではない。

事務局：市として条例に対する取り組み・対策は調べ、次回の会議で報告する。

委員：現状の条例で対応可能かを検討したい。

委員：平成24年度に「禁煙地域の拡大で、停滞している禁煙運動の更なる前進を」という提案があり、行政の対応等は「現在対応は検討中」になっている。

委員：ある程度整ってはいるがまだ、市民に周知されていない。

委員長：平成24年度に「禁煙地域の拡大で、停滞している禁煙運動の更なる前進を」という提案により「清瀬市まちを美しくする条例」も一部改訂されている。現状がどのように対応されているかを次回までに事務局は確認し、報告してほしい。今回の提案は市の報告を受けたうえで、どのように対応するかを決める。

委員：言葉の定義だが、「保存緑地」は市の条例の中でどのような場所が謳われているかを調べてほしい。場所を限定することで今回の提言の回答も変わってくる。

委員：今回の提案は「全面禁煙」である。灰皿を持っていてもタバコを吸ってはいけないとなる。

委員：第9条1項でいう「公共の場所等」の「等」とは具体的にどのような場所を指すのか。

委員長：事務局は次回までに「保存緑地」の定義と「公共の場所等」の「等」は具体的にどのような場所を指すのか次回までに調べ報告してもらい、それを参考に提言の回答を話し合いたい。

委員：事務局からは「清瀬市まちを美しくする条例」の趣旨・建前をはっきりとしてもらい、「全面禁煙」が可能かを検討しなくてはならない。

委員長：「市内の保存緑地、公園の禁煙化！」の提案は次回、事務局の報告をもとに次回話し合う。

<今年度のスケジュールとして毎月第3火曜日午後2時から行い、次回は委員の出席の関係で8月25日（火）、14時より行う。>